

平成 30 年度 社会教育主事講習開催要項

国立大学法人 鳴門教育大学

1 目 的

本講習は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識・技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2 主 催 文部科学省

3 実施機関 国立大学法人 鳴門教育大学

4 開催時期 平成 30 年 7 月 30 日（月）～平成 30 年 8 月 29 日（水）

5 主 会 場 鳴門教育大学 地域連携センター 2 階 教授スキル演習室 〒 772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地

6 開設科目及び単位数

社会教育主事講習等規程第 3 条の規定に基づき、4 科目 9 単位を開設する。

7 講習科目名、単位数及び講師等 別表 1 のとおり

8 募集人員 30 人

9 日 程 別表 2 のとおり

10 受講資格

社会教育主事講習等規程第 2 条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和 26 年法律第 17 号）附則第 2 項の規定（注 1）に該当する者
- (2) 教育職員の普通免許状を有する者
- (3) 2 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 1 号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注 2）
- (4) 4 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する職にあつた者（注 3）
- (5) その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注 4）

(注1)

旧大学令（大正7年勅令第388号）、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者とみなす。

(注2)

- ① 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。
 - 1) 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 2) 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 4) 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 5) 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条に規定する司書の職
 - 6) 博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する学芸員の職
 - 7) 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であつて、文部科学大臣が①の1）から①の3）に掲げる職に相当すると認めた職
 - 8) その他文部科学大臣が①の1）から①の7）までに規定する職と同等以上と認めた職
- ② 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に係る事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。
 - 1) 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 2) 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 3) 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 4) 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 5) 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 6) 独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号に規定する国民等の協力活動
 - 7) その他文部科学大臣が②の1）から②の6）までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注3) 社会教育法第9条の4第2号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の3に規定する職員をいい、同法第5条の2に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- ② 学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- ③ 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- ④ その他文部科学大臣が①から③までに規定する職と同等以上と認めた職

(注4) その他文部科学大臣が認める者

社会教育法第9条の4第1号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に4年以上従事した者とする。

11 受講申込の方法

(1) 受講申込者は、下記の書類を整え 6 月 25 日（月）までに、居住地の県教育委員会に提出すること。

① 受講申込書（様式 1）

② 受講資格を証明する関係書類

（卒業・修了証明書（卒業又は修了証書の写し可）、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書（様式 2）等）

③ 履歴書（様式 3）

④ 受講承認書（様式 4）（所属長の受講承認書）

⑤ 単位修得認定申請書（様式 5）（科目代替の認定を希望する者。詳細は、「13 科目代替について」を参照してください。）

⑥ 単位修得証明書（様式 6）（科目代替の認定を希望する者）

⑦ 分割受講証明書（様式 7）（過去に分割で講習科目を受講した者）

⑧ 返信用封筒〔角型 2 号（33. 3cm×24. 1cm）〕に、自己の宛先（住所、氏名、郵便番号）を記入の上、205 円切手貼付のこと。

（注）卒業又は修了証書の写し、教育職員の普通免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

(2) 県教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査の上、とりまとめ受講申込者一覧表を添えて、7 月 2 日（月）までに必着するよう提出すること。

提出先：〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地

鳴門教育大学教務企画部社会連携課地域連携係

12 分割受講について

年度内及び年度を越えての分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

(1) 「生涯学習概論 2 単位」

(2) 「社会教育計画 2 単位」

(3) 「社会教育演習 2 単位」

(4) 「社会教育特講 3 単位」

ただし、社会教育演習を分割受講しようとする者にあっては、当該講習をもって、社会教育主事の資格を取得する場合に限る。

13 科目代替について

次の(1)～(4)に掲げるものについては、「社会教育特講 3 単位」の単位修得に代替することができる。ただし、本講習を 1 科目以上受講すること。

(1) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおける「博物館職員講習」、「図書館司書専門講座」の修了

(2) 放送大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位

(3) 文部科学省認定社会通信教育の「生涯学習指導者養成講座」の修了

- (4) 大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位。代替を認める科目は、省令科目「社会教育特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

14 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

(注1) 受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から除外することがある。

(注2) 受講許可書は、7月中旬に本人あてに発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。

15 受講者の集合日時及び場所

受講者は、必ず7月30日(月)10時00分から10時30分までに、鳴門教育大学地域連携センター2階教授スキル演習室に集合し、受講許可書を受付に提示すること。

なお、講習期間中の交通手段、駐車場等については、受講許可書送付時に通知する。

16 受講に要する経費

受講料は徴収しない。ただし、受講に要する経費（教材・資料費、交通費、食費、写真代、研究集録印刷費等）は、受講者の負担とする。

17 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故やけがに備え、傷害保険（スポーツ安全保険）に加入することとする。経費については、受講者負担とする。

18 宿泊について

宿泊の斡旋は行わない。

19 その他

本講習に関する問い合わせ先は、次のとおり。

○鳴門教育大学教務企画部社会連携課地域連携係（TEL 088-687-6101・6102）

○徳島県教育委員会生涯学習課学校・家庭・地域連携担当（TEL 088-621-3147）

個人情報の取扱いについて

受講申込により提出された書類に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、受講申込書類等に不備等があった場合の連絡、受講許可書の送付及び受講期間中の事務連絡等、受講にかかる事務処理のために利用します。

(別表 1)

平成 30 年度社会教育主事講習 講習科目名 単位数及び講師等

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当時間数	教育方法	講師予定者の職・氏名	
生涯学習概論	2	生涯学習の意義	30	講義	鳴門教育大学 学長	山下 一夫
		生涯学習関連施策の動向（国及び地方の動向とこれから）			文部科学省担当官	未定
		生涯学習と社会教育の理論 1			鳴門教育大学 教授	阪根 健二
		生涯学習と社会教育の理論 2			香川大学地域連携・生涯学習センター 教授	清國 祐二
		生涯学習振興・社会教育推進行政 1			香川大学地域連携・生涯学習センター 教授	清國 祐二
		生涯学習振興・社会教育推進行政 2			香川大学地域連携・生涯学習センター 教授	清國 祐二
		社会教育主事の職能と役割			香川大学地域連携・生涯学習センター 教授	清國 祐二
		生涯学習と学校教育			香川大学地域連携・生涯学習センター 教授	清國 祐二
		生涯学習と家庭教育			香川大学地域連携・生涯学習センター 教授	清國 祐二
		日本における社会教育の歴史			香川大学地域連携・生涯学習センター 准教授	山本 珠美
		社会教育における指導者の役割 1・2			香川大学地域連携・生涯学習センター 准教授	山本 珠美
		社会教育法・関連法・答申を読む 1・2			香川大学地域連携・生涯学習センター 准教授	山本 珠美
社会教育計画	2	自治体『社会教育計画』を読む	30	講義	香川大学地域連携・生涯学習センター 准教授	山本 珠美
		自治体『社会教育計画』を作る			香川大学地域連携・生涯学習センター 准教授	山本 珠美
		生涯学習社会における各教育機能相互の連携と体系化			鳴門教育大学 教授	高橋 眞琴
		生涯学習社会の学習システム			鳴門教育大学 教授	高橋 眞琴
		学習情報の収集整理と提供のためのシステムの構築と運用 1			鳴門教育大学 教授	阪根 健二
		学習情報の収集整理と提供のためのシステムの構築 2			鳴門教育大学 准教授	藤原 伸彦
		社会教育事業計画			(前) 徳島大学大学開放実践センター 教授	馬場 祐次朗
		社会教育施設の概要（図書館、博物館、公民館）			(前) 徳島大学大学開放実践センター 教授	馬場 祐次朗
		学習情報提供と学習相談の意義			(前) 徳島大学大学開放実践センター 教授	馬場 祐次朗
		社会教育と社会教育行政			(前) 徳島大学大学開放実践センター 教授	馬場 祐次朗
		社会教育事業の実際			(前) 徳島大学大学開放実践センター 教授	馬場 祐次朗
		社会教育の内容、社会教育の方法・形態			(前) 徳島大学大学開放実践センター 教授	馬場 祐次朗
		社会教育指導者、地域社会と社会教育			(前) 徳島大学大学開放実践センター 教授	馬場 祐次朗

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当時間数		教育方法	講師予定者の職・氏名	
社会教育演習	2	社会教育現地演習	60	18.0	演習	現地演習指導者（別紙）	
		グループ別演習		鳴門教育大学 教授		阪根 健二	
				鳴門教育大学 教授		高橋 眞琴	
				鳴門教育大学 准教授		泰山 裕	
				鳴門教育大学 准教授		藤原 伸彦	
				鳴門教育大学 准教授		湯口 雅史	
		徳島県教育委員会生涯学習課 統括社会教育主事		川野 雅弘			
エンカウターの実際	4.0	鳴門教育大学 教授	小坂 浩嗣				
社会教育特講	3	青少年問題と社会教育，地域連携	46	4.0	講義	鳴門教育大学 教育・文化フォーラム 「保護者や地域とどう関わればよいか」	
		社会教育と特別支援教育		2.0		鳴門教育大学 特命教授	井上 とも子
		消費者教育		2.0		鳴門教育大学 准教授	坂本 有芳
		情報化と社会教育		2.0		鳴門教育大学 准教授	藤原 伸彦
		ICT と視聴覚教育 (1) (プログラミング教育を含む)		2.0		鳴門教育大学 准教授	藤原 伸彦
		社会体育		2.0		鳴門教育大学 准教授	湯口 雅史
		ICT と視聴覚教育(2)AL の視点から		2.0		鳴門教育大学 准教授	泰山 裕
		人権教育と社会教育		2.0		鳴門教育大学 准教授	芝山 明義
		青少年問題と社会教育，家庭教育と社会教育（絵本の読み聞かせ）		4.0		鳴門教育大学 教授	余郷 裕次
		家庭教育と社会教育		2.0		徳島県教育委員会生涯学習課 社会教育主事	田上 裕之
		ボランティア活動，学校開放		2.0		徳島県教育委員会生涯学習課 社会教育主事	岡本 博一
		社会教育行政		2.0		徳島県教育委員会生涯学習課 統括社会教育主事	川野 雅弘
		婦人問題と社会教育		2.0		徳島県教育委員会生涯学習課 社会教育主事	岩野 泰典
		文化財の保護		2.0		徳島県教育委員会教育文化課 課長補佐	山田 正之
		青少年問題と社会教育 (LGBT, 教育相談について)		2.0		鳴門教育大学 教授	葛西 真記子
		企業内教育・職業訓練		2.0		株式会社おもちゃ王国 取締役統括マネージャー	竹内 大器
		環境問題と社会教育		2.0		鳴門教育大学 准教授	田村 和之
		民間の教育・学習機関（社会教育の広報・広聴，地域 NIE と社会教育）		4.0		徳島新聞メディア NIE・NIB 推進室長	井上 雅史
						鳴門教育大学 教授	阪根 健二
				健康教育（地域文化を生かした健康づくり）		2.0	徳島大学大学開放実践センター教授
		国際化と社会教育		2.0		徳島大学大学開放実践センター准教授	鈴木 尚子

(別紙)

社会教育現地演習

- (1) 日 程 8月21日(火)
- (2) 開講方法 現地での研修 日帰り(10時間)
- (3) 社会教育現地演習グループ編成, 指導者

番号	演習テーマ	実施地域	配当時間数	指導者・職・氏名
1	土曜の活用と 民間企業の地 域貢献	東かがわ市 玉野市	10	鳴門教育大学 教授 阪根 健二 鳴門教育大学 准教授 藤原 伸彦 徳島県教育委員会生涯学習課 統括社会教育主事 川野 雅弘

- (1) 日 程 8月22日(水)
- (2) 開講方法 現地での研修 日帰り(8時間)
- (3) 社会教育現地演習グループ編成, 指導者

番号	演習テーマ	実施地域	配当時間数	指導者・職・氏名
2	学校支援地域本 部, 生涯学習の 実際(行政)	美馬市 板野郡	8	鳴門教育大学 教授 阪根 健二 鳴門教育大学地域連携センター 客員研究員 北島 孝昭 徳島県教育委員会生涯学習課 統括社会教育主事 佐伯 昌子

(別表 2)

平成 30 年度社会教育主事講習日程表

	1 時 限 (9:00 ～ 10:30)	2 時 限 (10:40 ～ 12:10)	3 時 限 (13:00 ～ 14:30)	4 時 限 (14:40 ～ 16:10)	5 時 限 (16:20 ～ 17:50)
7 月 30 日(月)	10:00 受付	10:40 開講式 11:00 オリエンテーション	〔生涯学習概論〕 生涯学習の意義	〔生涯学習概論〕 生涯学習関連施策の動向 (国及び地方の動向とこれから)	
31 日(火)	〔生涯学習概論〕 生涯学習と社会教育 の理論 1	〔生涯学習概論〕 生涯学習と社会教育 の理論 2	〔生涯学習概論〕 生涯学習振興・社会 教育推進行政 1	〔生涯学習概論〕 生涯学習振興・社会 教育推進行政 2	〔生涯学習概論〕 社会教育主事の職能と役割 *夜 交流会①予定
8 月 1 日(水)	〔生涯学習概論〕 生涯学習と学校教育	〔生涯学習概論〕 生涯学習と家庭教育	〔生涯学習概論〕 日本における 社会教育の歴史	〔生涯学習概論〕 社会教育における指導者の役割 1・2	
2 日(木)	〔生涯学習概論〕 社会教育法・関連法・答申を読む 1・2		〔社会教育計画〕 自治体『社会教育計画』を読む	〔社会教育計画〕 自治体『社会教育計画』を作る	
3 日(金)	〔社会教育計画〕 生涯学習社会における 各教育機能相互の 連携と体系化	〔社会教育計画〕 生涯学習社会の学習 システム	〔社会教育計画〕 学習情報の収集整理 と提供のためのシス テムの構築と運用 1	〔社会教育計画〕 学習情報の収集整理 と提供のためのシス テムの構築 2	〔社会教育演習〕 グループ別演習 1
4 日(土)	(休 講)				
5 日(日)	(休 講)				
6 日(月)		〔社会教育計画〕 社会教育事業計画	〔社会教育計画〕 社会教育施設の概要 (図書館、博物館、公民館)		〔社会教育計画〕 学習情報提供と学習 相談の意義 *夜 交流会②予定
7 日(火)	〔社会教育計画〕 社会教育と 社会教育行政	〔社会教育計画〕 社会教育事業の実際	〔社会教育計画〕 社会教育の内容、 社会教育の方法・形態	〔社会教育計画〕 社会教育指導者、 地域社会と社会教育	〔社会教育演習〕 グループ別演習 2
8 日(水)	〔社会教育特講〕 青少年問題と社会教育、地域連携 「保護者や地域とどう関わればよいか」 (鳴教大教育・文化フォーラム)		〔社会教育特講〕 社会教育と 特別支援教育	〔社会教育特講〕 消費者教育	〔社会教育演習〕 グループ別演習 3
9 日(木)	〔社会教育特講〕 情報化と社会教育	〔社会教育特講〕 ICTと視聴覚教育 (1) (プログラミング教育を含む)	〔社会教育特講〕 社会体育	〔社会教育演習〕 グループ別演習	
10 日(金)	〔社会教育特講〕 ICT と視聴覚教育 (2) AL の視点から	〔社会教育特講〕 人権教育と社会教育	〔社会教育特講〕 青少年問題と社会教育、家庭教育と社会 教育 (絵本の読み聞かせ)		〔社会教育演習〕 グループ別演習
11 日(土)	(休 講)				
12 日(日)	(休 講)				
13 日(月)	(休 講)				
14 日(火)	(休 講)				
15 日(水)	(休 講)				
16 日(木)	(休 講)				
17 日(金)	(休 講)				
18 日(土)	(休 講)				
19 日(日)	(休 講)				
20 日(月)	〔社会教育演習〕エンカウターの実際		〔社会教育演習〕グループ別演習		
21 日(火)	〔社会教育演習〕社会教育現地演習 (日帰り) 土曜の活用と民間企業の地域貢献				
22 日(水)	〔社会教育演習〕社会教育現地演習 (日帰り) 学校支援地域本部、生涯学習の実際 (行政)				
23 日(木)	〔社会教育特講〕 家庭教育と社会教育	〔社会教育特講〕 ボランティア活動、 学校開放	〔社会教育特講〕 社会教育行政	〔社会教育特講〕 婦人問題と 社会教育	〔社会教育特講〕 文化財の保護
24 日(金)	〔社会教育特講〕 青少年問題と社会教育 (LGBT、教育相談について)	〔社会教育特講〕 企業内教育・ 職業訓練	〔社会教育演習〕 グループ別演習	〔社会教育特講〕 民間の教育・学習機関 (社会教育の広報・ 広聴、地域 NIE と社会教育)	
25 日(土)	(休 講)				
26 日(日)	(休 講)				
27 日(月)	〔社会教育特講〕 健康教育 (地域文化を 生かした健康づくり)	〔社会教育特講〕 国際化と社会教育	〔社会教育特講〕 環境問題と社会教育	〔社会教育演習〕 グループ別演習	
28 日(火)	〔社会教育演習〕グループ別演習		〔社会教育演習〕グループ別演習		
29 日(水)	〔社会教育演習〕グループ別演習		12:00 閉講式		

*台風等での休講の予備日(補講)は、8月30日(木)とする。

(様式1)

社会教育主事講習受講申込書

平成 年 月 日

国立大学法人 鳴門教育大学長 殿

氏 名 印

平成30年度社会教育主事講習を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて、下記により申し込みます。

記

ふりがな 氏 名 (旧 姓)		生年月日	年 月 日	年齢 満 歳
現 住 所	(〒 -) (電話 - -) (携帯 - -)			
勤 務 先		所 在 地	(電話 - -)	
受講希望科目 〔受講希望科目欄 に○印をすること〕	科 目	単 位	受 講 希 望	
	生涯学習概論	2		
	社会教育計画	2		
	社会教育演習	2		
	社会教育特講	3		
単位修得の認定を受けた科目及び単位		単位修得の認定を希望する科目及び単位		
受 講 資 格	社会教育主事講習等規程第2条第 号に該当			
最 終 学 歴				
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			

(備考)

- 1 「単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類(様式7)を添付すること。
- 2 「単位修得の認定を希望する科目及び単位」の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位(様式5の表第3欄に記載するもの)を記入すること。
- 3 受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書等とする。
- 4 旧姓については、提出書類と現氏名が異なる場合に記入すること。

(注)卒業又は修了証明書、教育職員普通免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

(様式 2)

勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日

上記の者は、本
に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期 間			職 名	職 務 内 容
自 至	年 年	月 月 (年 月)		
自 至	年 年	月 月 (年 月)		
自 至	年 年	月 月 (年 月)		
自 至	年 年	月 月 (年 月)		
自 至	年 年	月 月 (年 月)		

平成 年 月 日

所属長職・氏名

印

(注意)

- 1 この証明書は、社会教育主事講習等規程第2条第3号から第5号該当者のみ添付すること。
- 2 職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。
- 3 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。

(様式3)

履 歴 書

平成 年 月 日現在

ふりがな			写真 (縦4cm×横3cm)
氏 名	印		
生年月日	年 月 日 (満 歳)	男性 ・ 女性	
現 住 所	(〒 -) TEL () -		
連 絡 先	現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入 (〒 -) TEL () -		
年 月 日	最 終 学 歴		
年 月 日	職 歴		
年 月 日	免 許 ・ 資 格 等		

鳴門教育大学

(備考) 本用紙に記入できない場合は、用紙を追加し、裏面に貼り付けること。

(様式 4)

受講承認書

平成 年 月 日

国立大学法人 鳴門教育大学長 殿

所属

職 名

氏 名

印

下記の者が、平成30年度鳴門教育大学社会教育主事講習を受講することについて承認します。

記

勤務先	職名	氏名

(様式 5)

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

国立大学法人 鳴門教育大学長 殿

氏 名

印

1	氏 名 ふりがな	生年月日	年 月 日
2	住 所	(〒 -)	
3	認定を希望する 科目及び単位数		
4	申請事由及び 適用条件		
5	備 考		

(注) 第4欄に掲げる事由を証明する書類について

- 1 開催要項「13 科目代替について」の(1), (3)の場合は修了証明書を添付すること。
(修了証書の写しを添付するときは所属長又は所轄長の原本証明つきのものであること。)
- 2 開催要項「13 科目代替について」の(2), (4)の場合は単位修得証明書(様式 6)を添付すること。

(様式6)

社会教育主事講習相当科目単位修得証明書

大学・学部・学科等

氏 名

生年月日

上記の者は、社会教育主事講習相当科目の単位を下記のとおり修得していることを証明します。

記

省 令 科 目		大 学 開 設 科 目	
科 目	単 位 数	該 当 科 目	単 位 数
社 会 教 育 特 講 I (現代社会と社会教育)	12		
社 会 教 育 特 講 II (社会教育活動・事業・施設)			
社 会 教 育 特 講 III (その他必要な科目)			

平成 年 月 日

証明者職・氏名

印

(様式7)

社会教育主事講習分割受講証明書

氏 名

生年月日

上記の者は、社会教育主事講習の単位を次のとおり修得していることを証明します。

(科 目 名)	(単位数)	(修 得 年 度)
---------	-------	-----------

平成 年 月 日

実施機関	印
------	---